令和7年度 船橋市立大穴中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた若年層教員中心の道徳授業研究の実施 と教材開発及び1~3年の体験活動などの充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民、PTA本部役員、学校運営協議委員との連携を図る。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、週1回の主任会と生徒指導部会、月1回の学年会で情報交換 し、集会などを実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的なアンケート調査を年3回実施するとともに、すべての生徒を対象にした教育相 談週間並びに三者面談等を年3回設けるなど、必要な措置を講ずる。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーを活用した相談体制の整備を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、 インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動をしていく。
- ・年間1回、関係機関に依頼し、インターネットなどの適切な使用方法について全校集会を実施していく。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
- <構成員>校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校支援担当、学年主任、SC、学年生活指導担当、学級担任、部活動顧問
- <活 動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。 いじめ事案に対する対応に関すること。
- <開催> 主任会、生徒指導部会及びスクールカウンセラーとの打ち合わせをとおして、生徒指導主事が各会で共通理解を図ることができるようコーディネートする。いじめ事案発生時は対策委員会を緊急開催する。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要があると認められるときは、保護者、関係機関及びスクールカウンセラーと連携を図りながら、一定期間、別室などにおいて学習を行わせる措置を講ずる。
- ・傍観者も含め、いじめが再発しないよう、長期的な視点で集団を指導する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、また、相当期間、学校への欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 船橋市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に対する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

いじめの防止等のための具体的な活動事項

時期	防止等のための具 体的な活動事項 活 動 内 容 (●:職員 ○:生徒 ◇:保護者・地域)
4月	●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討
- 1 ∖1	・本校年間計画を基に、生徒指導部会(教育相談・特別支援教育)、教科部会(特に道徳・学校人権教育)、特活指導部(生徒会活動)におい
	て「いじめ防止」に関する内容の確認を行い、加除訂正することで、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する
	●いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定
	●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修
	・今年度の「学校いじめ防止基本方針」から職員の共通理解を図り、組織でいじめの防止に取り組む具体的な内容を決定する
	●◇学区訪問 いじめの早期発見
	○避難訓練 協力する心を育む
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○ 部活動集会 協力する心を育む・異学年との交流活動をとおして思いやりの心を育む
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
5月	●◇オープンスクール週間 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
	●◇部活動保護者会 保護者との連携を図る
	●◇学校運営協議会の開催
	○情報モラル集会の実施「SNSの利用について」
	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	○生徒総会 母校愛・協力する心を育む
	○全校評議会 協力する心を育む
	○主牧計議会 協力する心を育む ○全学年の旅行的行事(校外学習含む)、異学年との交流活動を通して思いやりの心を育む
	○1年生校外学習(上野方面)協力する心·思いやりの心を育む(5月16日)
	○1年生校外学習(上野方面)協力する心・思いやりの心を育む(5月16日)○2年生校外学習(浅草方面)協力する心・思いやりの心を育む(5月23日)
	○2年生校外子育(後草方面)協力する心・思いやりの心を育む(5月28日)○3年生修学旅行(長野方面)協力する心・思いやりの心を育む(5月28・29・30日)
0. 🗆	●○道徳「フワフワ言葉とチクチク言葉」
6月	●○道徳「フリブリ言葉とデクテク言葉」 ○全校評議会 協力する心を育む
7 H	●いじめ対策委員会 教育相談の集計結果についての検討・対策
7月	●
οЯ	●職員研修
9月	●○◇全校奉仕作業 協力する心を育む・保護者の参加協力
	○◇主伐幸に下来 励力する心を育む
	○全校評議会 協力する心を育む
10月	
	○生徒会役員選挙 母校愛・協力する心を育む
	○生佐云仅貞選挙 み仅愛・励力する心を育む○いじめアンケートの実施および教育相談 いじめの早期発見
H	○全校評議会 協力する心を育む
11月	
	○合唱祭 協力する心を育む ○ △
10 1	○全校評議会 協力する心を育む● ************************************
12月	
1月	●学校評価アンケートを保護者に配付・集計・分析
	○全校評議会 協力する心を育む
	○いじめアンケートおよび教育相談 いじめの早期発見
2月	●いじめ対策委員会 教育相談の集計結果についての検討・対策
	●学校評価アンケート 結果報告
	○全校評議会 協力する心を育む
3月	●◇学校運営協議会の開催
	○3年生を送る会 卒業生に感謝の気持ちを伝える・協力する心を育む
	○卒業式 卒業生に感謝の気持ちを伝える
通年	●特別支援教育の必要な生徒への支援 関係機関との連携
	●職員会議・企画会議・指導部会・学年会・教科部会
	●○道徳人権教育(道徳)
	●○総合的な学習の時間
	●○学級活動
	○教育相談
	○◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー(それぞれ週1回) 生徒の相談・保護者の相談
生徒会	○いじめ撲滅宣言
	○いじめ標語作り
	〇イエローリボン運動
	○あいさつ運動